

以下の文章は、森悠一郎「事実としての人の等級(?)——『上級国民』論と評価の階層」(飯田高ほか編『リーガル・ラディカリズム——法の限界を根源から問う』(有斐閣, 2023 年)所収)に、出題用の編集を加えたものである。この文章を読んで、後の問いに答えなさい。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

問 1 筆者は、近代以降の法社会の建前と「等級化」との関係をどのようにとらえ、その中で「上級国民」論をどのように位置付けているか。250 字以内で説明しなさい。

問 2 筆者によれば、評価の階層が純然たるメリトクラシーの下であっても問題となるのはなぜか。250 字以内で説明しなさい。

問 3 下線部について、「上向きの侮蔑」と呼ばれる実践にはどのような問題があるか。これまでの筆者の論述を踏まえたうえで、具体例を挙げながら、自分の考えを論じなさい。取り上げる具体例は、筆者が挙げているものに限りません。字数は 500 字以上 600 字以内とします。